

特許庁委託 平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究
報告書

平成 25 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. 24 フィリピン

隅藏 康一

(1) 遺伝資源の出所開示要件に関する法制度

フィリピンでは、生物多様性条約に沿った国内法整備をする中で、遺伝資源の出所開示要件に関する規定が生み出されている。共同 DENR-DA-PSCD-NCIP 省令第 1 号第 26.1 条(2005)により、特許出願における遺伝資源の出所開示が義務付けられている。また、フィリピン法第 8371 号施行規則(先住民族権利法(1997))第 15 条により、先住民の知識を用いた研究の成果を文書化する際には先住民の寄与が明示されなくてはならない旨が定められている。これについては特許文書も例外でないものと考えられる。

ア) 遺伝資源の出所開示に係る条文

共同 DENR-DA-PSCD-NCIP 省令第 1 号は、フィリピンの Department of Environment and Natural Resources (DENR), Department of Agriculture (DA), Palawan Council for Sustainable Development (PSCD), 並びに National Commission on Indigenous Peoples (NCIP)が共同で策定した省令である。

共同 DENR-DA-PSCD-NCIP 省令第 1 号(2005)(筆者仮訳)

第 26 条 海外モニタリング

26.1 担当庁は、外国でなされた発明や商業化をモニタリングする際に、外務省並びに科学技術省の支援を求めることができる。その際、これらの省は、外国機関との間の生物資源探索契約について、担当庁から書面で知らされることになるだろう。外務省は、大使館や外国でのミッションを通じて、生物資源探索契約の違反に気づいたらすぐに担当庁に報告することが奨励される。特に、次のような点に関して、外務省は、権限のある関連の外国機関に申し入れをすることが奨励される。

- a) 生物資源探索契約なしで生物資源が入ってくるのを防ぐこと
 - b) 特許出願において原産国(country of origin)の開示と生物資源探索契約の提示を行うこと
 - c) 生物種を収集する、あるいはそれを商業化する主体に対し、権利行使を可能にすること
- (以下省略)

第 31 条 制裁と罰則

31.1 生物資源探索契約に適合しない場合は、自動的に事前の同意のキャンセル/取り消し、又は権限のある機関による採取した材料の没収を課す。また、違反者に対して、フィリピンにある生物学的資源へのアクセスを強制的に永久の禁止と処するこ

とがある。このような違反は、野生生物法に違反することと考えられる。現行法に基づいて、行政又は刑事罰の対象となる。生物資源探索契約なしで生物資源探索を運営する何人も許可がなく生物種を採取することは、処罰の対象になる。

<http://faolex.fao.org/docs/pdf/phi93259.pdf>

共和国法第8371号(先住民族権利法(1997))は、先住民問題に関する国家委員会を創設し、実施機構を設立し、それらのための資金を調達し、先住民文化共同体及び先住民の権利を認知・保護・促進することを目的とした法律である。

共和国法第 8371 号(先住民族権利法(1997))施行規則(1998)(筆者仮訳)

第 6 章 文化の保全

第 15 条 伝統的な知識体系と慣行の保護と促進

伝統的な知識の体系や慣行に対する先住民の権利を守るために、次のようなガイドラインがここで採択される。

- a) 先住民文化共同体/先住民は、彼らが古くから住んでいる地域に研究者が入ることを制限する権利を有する。研究者、研究機関、教育機関、研究室、その代理人、あるいはその代表者等の主体は、先住民と資源へのアクセスが認められるに先立って、先住民文化共同体/先住民の自由意思に基づく事前の了解を求めるべきである。
- b) 研究について、その目的、設計、期待される成果を含めて、それに関連する先住民文化共同体/先住民との間で、書面での同意が結ばれるべきである。
- c) 先住民によって提供されるすべてのデータは、研究の成果物として執筆され生み出されるあらゆる形態の文章、刊行物、ジャーナルにおいて、感謝の言及がなされるべきである。先住民は、そうしたすべての文書において、情報源として確実に名前を掲載されるべきである。
- d) そうした研究の成果物のコピーは先住民のコミュニティに対し無償で提供されるべきである。
- e) 関わりのある先住民文化共同体/先住民は、実施された何らかの研究とその成果としての刊行物から得られた収入のロイヤリティを受け取る権利を持つべきである。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5755>

研究を効果的に制御することや、伝統的な知識体系と慣行を文書化することを可能にするために、IPO(先住民機構)のこの点に関する取り組みは、彼ら自身が選択した母体から技術的並びに財政的な支援を受けることができる。

イ) 開示義務違反に対する措置・罰則

フィリピンの知的財産法(2008年7月4日施行)には、出所開示に関する規定はない。しかし、フィリピンにおいて、共同 DENR-DA-PSCD-NCIP 省令第 26.1 条には、特許出願において原産国を開示し、と生物資源探索契約の提示を行うべき旨の規定があり、同第 31.1 条には、該生物資源探索契約に適合しない場合には、事前の同意が取り

消される旨の規定があることから、遺伝資源に関する開示義務違反があった場合、特許無効などの厳しい措置がとられるものと解される。この点については、池上美穂他「世界の特許出願時の遺伝資源の出所開示に関する法律についての運用の調査報告書」(パテント 64 巻 12 号, 30-38 頁, 2011)の図 2 にも同旨の記載がある。

また、2006 年 7 月に AIPPI(本部)調査に関するフィリピンのグループの回答(Questionnaire July 2006 Special Committee Q166)⁹⁸では、同省令第 1 号第 31.1 条に関して、「原産国の開示の間違ひあるいは不知の場合は、どのような制裁があるのか。」との質問に対し、フィリピン特許庁は、以下のように回答した。

「法律又は関連する規則は、特許出願人が開示要件を省略することは許さないことを明示している。しかし、不注意による開示の怠りに対する制裁は、緩和されると信じる。」

(2) 遺伝資源の出所開示に関する法制度の運用⁹⁹

フィリピンでは、主として大統領令 247 番¹⁰⁰により、遺伝資源に対するアクセスについて定められている。

環境・天然資源省(Department on Environment and Natural Resources, DENR)の下にある「生物資源・遺伝資源に関する省庁横断的委員会」(Inter-Agency Committee on Biological and Genetic Resources)が、上記の大統領令の実施を管轄している。

(3) 出所開示要件の実施・運用状況

AIPPI 調査に関するフィリピンのグループの回答によると、その時点で、遺伝資源や伝統的知識の出所を開示した特許出願が 50-100 件は出ていると推測される、とのことであった。

⁹⁸[Intellectual Property and Genetic Resources, 'Traditional Knowledge and Folklore On the Requirement of indicating the source and/or country of origin of genetic resources and traditional knowledge in patent applications] Answer of the Philippines Group
<https://www.aippi.org/download/committees/166/QS166philippines06.pdf> (最終アクセス日:2013 年 2 月 27 日)

⁹⁹ (参考資料) 池上美穂他「世界の特許出願時の遺伝資源の出所開示に関する法律についての運用の調査報告書」(パテント 64 巻 12 号, 30-38 頁, 2011)

¹⁰⁰ (EXECUTIVE ORDER NO. 247 May 18, 1995. PRESCRIBING GUIDELINES AND ESTABLISHING A REGULATORY FRAMEWORK FOR THE PROSPECTING OF BIOLOGICAL AND GENETIC RESOURCES, THEIR BY-PRODUCTS AND DERIVATIVES, FOR SCIENTIFIC AND COMMERCIAL PURPOSES; AND FOR OTHER PURPOSES.)

(4) 企業の実情と意見

【関連資料発見できず。】

7. 2 出所開示要件の制度・運用・実施状況概括表

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
アンデス共同体	決定第 486 号	遺伝資源又は加盟国のいずれかが原産地国であるものからなる生産物から得られた、又は発展したもの	国家を代表する国の管轄当局及び当事者との間で、アクセスするための条件を定める契約。	特許出願時にアクセス契約書のコピーを添付	アクセス契約書のコピーを提出しないと、特許無効にされる。	なし
ペルー	同上	同上	同上	同上	同上	なし(設立予定)
ボリビア	同上	同上	同上	同上	同上	環境省(MSDE)
コロンビア	同上	同上	同上	利用契約書の登録番号を提出	同上	環境省
エクアドル	同上	同上	同上	特許出願時にアクセス契約書のコピーの添付	同上	国家環境局
ブラジル	決議 207 号 2009 年	遺伝を構成する要素の試料へのアクセスの結果として、その目的が達成された発明	特定の様式 I に遺伝材料の出所を記載し、該当する場合は、対応するアクセス認可番号を特許庁に報告しなければならない。	遺伝資源の原産国の開示 ブラジルが原産国の場合は、適正にアクセスされた証拠	開示又はアクセス認可がない場合は、特許無効にされる。 違反行為又は不作為には、違反のレベルに応じて、警告、罰金、関連製品の没収、取引の停止、特許の取り消しの行政措置が行われる。	遺伝資源管理委員会 (CGEN)
コスタリカ	なし	生物多様性の構成要素に関係した革新に対して知的財産権や産業財産権の保護を求めるもの(生物多様性法(No.7788)第 80 条)	国家種苗局及び知的・産業財産登記所は、委員会の技術事務局に、事前に諮問することを義務づけている。	特許の保護を付与する前に、原産地証明と PIC の存在が要求される。	技術事務局が特許出願に反対する場合は、出願者に通知し、30 日以内に回答を要求する。 期間内に出願者が不履行の場合は、罰金が科せられる。	国家生物多様性管理委員会(CONAGEBIO)
パナマ	なし	環境法 No.41 第 71 条及び施行	・すべての書類あるいは採取し	・使用した遺伝・生物資源が掲	明らかではない。	環境庁(ANAM)

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
		規則 No. 25 において、「遺伝・生物資源又は材料が使用されたすべての発明」と規定している。	た遺伝又は生物の資源に関する要約に、その遺伝資源の出所又は起源を宣言する。 ・発明に使われる遺伝物質の出所又は起源を証明書として開示する。	載されている全ての刊行物又は一覧表 ・発明に使われる遺伝・生物資源又は材料についての出所、又は起源の証明書の提示		
ベネズエラ	なし	なし	なし	なし	なし	環境・天然資源省の遺伝資源アクセス委員会
EU	EU バイオ指令の前文 Recital 27	動植物由来の生物材料又は発明に当該材料を使用するもの	原産地に係る情報を知っているときは、必要に応じて、特許出願にその情報を含める。	なし	出所開示の有無等は、出願審査及び付与された特許権の有効性に影響を与えない。	なし
ベルギー	第 15 条 第 1 項	植物又は動物由来の生物材料に基づく発明	原産地を知っている場合には、原産地に係る記載	所定の様式に記載	なし	なし
デンマーク	施行規則 第 3 条 第 4 項	植物又は動物の生物材料に係る発明又は使用する発明、又は遺伝資源の派生物に基づく発明	出願人が認知している材料の地理的な出所に関する情報	開示形式に関して、出願人は自由に記述すればよい。 不知の場合は、この旨を出願書類に記載する。	出所開示がないことによって特許権の有効性が損なわれることはない。	National Forest and Nature Agency (NFNA)
ドイツ	第 34a 条	植物又は動物由来の生物材料に基づく発明、又は発明に当該材料を使用する発明	原産地に係る情報を知っているときは、特許出願にその情報を含める。	出願書類の所定の欄に記入	出願の審査又は特許権の有効性は、影響を受けない。	なし
イタリア	法律第 78 号 第 5 条	発明の基礎となる動物、植物由来の生物材料、ヒト由来の生物材料、微生物又は遺伝子組換え	1.動物又は植物由来の場合：動物/植物の種、動物/植物の提供国、並びにその他の情報	左記 1.の場合：発明者又は出願人により署名した宣言書 左記 2.の場合：使用に同意した	出所の記載がない場合には産業財産権の登録簿に注釈が施される。	なし

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
		生物を含む生物材料	2.ヒト由来の場合：生物材料を得た患者の事前の同意 3.微生物又は遺伝子組換え生物の場合：国内及びEUの法律に基づいて生物材料を得たこと	患者により署名された宣言書 左記3.の場合：国内及びEUの法律に基づくことを述べる発明者又は出願人により署名された宣言書		
ノルウェー	第8条b	生物学的材料又は伝統的知識に関する発明	生物学的材料、伝統的知識又は供給国に関する情報 供給国が原産国でない場合、原産国の開示	供給国の場合：供給国の情報、又は使用に関する事前の同意 原産国でない供給国の場合：原産国の記載又は原産国の事前の同意 ヒト由来の場合：提供したヒトがその材料の使用に関する同意をしているか否かの開示	情報開示義務は、特許出願の手続や登録特許の権利の有効性には影響を与えない 開示義務不履行の場合には、罰金又は2年未満の禁固刑が科せられる。	なし
ポルトガル	なし	なし	なし	なし	なし	農業開発省と水産省、水産養殖省
ルーマニア	なし	なし	なし	なし	なし	なし
スウェーデン	特許法施行令第5条a	植物又は動物を由来とする生物材料に関する発明	生物材料の地理的出所についての情報	出所が不知の場合、その旨の記載(ヒトの遺伝資源を除く。)	出願の手続や特許権の有効性に影響を与えない。	なし
スイス	第49a条	遺伝資源に直接基づいている発明	遺伝資源を提供している国又は伝統的知識の起源である先住民又は地域社会を、出所情報として開示することが必要	原産国、遺伝資源提供国、遺伝子データベース、動・植物園等を含む。不知の場合、その旨を宣言する	要件を満たさない、補正期間内に補正しない場合は、出願を拒絶する。不当の不知に関する宣言は、10万フランの罰金	なし
ニュージーランド	なし	なし	なし	なし	なし	なし

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
中国	第三次改正 第5(2)条, 第 26(5)条	遺伝資源に依存して完成した 発明	出願書類への遺伝資源の直接 的由来と原始的由来の説明, 原始的由来を説明できない場 合, その理由の陳述	遺伝資源に依存していること を願書に説明し, 所定の様式に 記入しなくてはならない。	開示義務不履行の場合は, 拒絶 の理由となる。遺伝資源の不正 利用を伴う特許発明は, 特許権 付与後の無効理由となる。	所在地の省, 自治区, 直轄市人民政府の牧畜 獣医行政主管部門
インド	なし	生物多様性法(2003年 N0.18) 第6条に, 「インド共和国で入 手した生物資源に関する任意 の研究又は情報に基づく発明」 と規定している。	特許付与の前までに NBA から の許可を得ること	特許規則様式1において, 特許 付与の前までに国家生物多様 性局からの許可を得ることを 宣言しなければならない。	NBA の承認がない場合は, 出 願することができない。様式1 の添付がない, 又は不備など に対して, 補正の機会を与えても 対応しない場合は, 出願を拒絶 することができる。	国家生物多様性局 (NBA)
キルギス	なし	伝統的知識の保護に関する共 和国法において, 「伝統的知識 の使用によって創作された特 許発明」と規定している	伝統的知識の由来を出願中に 開示し, 公衆に伝統的な知識の 出所を示さなければならない。	権限のある機関の登録, 又は登 録された伝統的知識に名前が 記載された証明書所有者と の合意	左記の合意がないと, 伝統的知 識を使用する権利を受けるこ とができない。	キルギス知的財産庁 伝統的知識審査部門
フィリピン	なし	共同省令第1号第26.1条(2005) において, 「生物種を収集する, あるいはそれを商業化する主 体」と規定している。	原産国の開示と生物資源探索 契約の提示	先住民文化共同体/先住民の自 由意思に基づく事前の了解	開示義務違反があった場合, 特 許無効となる。 罰則が科せられる違法行為が リストアップされる。	環境・天然資源省の下 にある「生物資源・遺 伝資源に関する省庁横 断的委員会」
タイ	なし	なし	なし	なし	なし	生物多様性局
エジプト	知的財産法 第13条	生物, 植物, 動物の産物, 又は 伝統薬の知識, 農業知識, 工業 知識, 手工業の知識, 文化遺産 又は環境遺産に係る発明	国内法の規定に従い正当な方 法でその材料を取得した出所 を利用した旨の証明	宣誓書の添付	宣誓書の添付がないと, 出願が 存在していなかったものと見 なされる。	なし

	特許法	対象の発明	出所開示要件	開示のレベル	違反への措置	アクセス機関
南アフリカ	補正第 20 号 (2005) 及び その施行規 則	固有の生物又は遺伝資源や、固 有の生物又は遺伝資源の使用、 又は先住民社会を有する知識 の由来に関するする発明	南アフリカの生物資源又は遺 伝資源又は伝統的知識若しく はその使用に基づくか又は由 来するか否かの記載	所定の様式に記載し、南アフリ カへの特許出願日から 6 ヶ月以 内に提出しなければならない。	所定の様式の提出がない場合 は、出願が受理されない。 所定の様式による虚偽の記載 があった場合は、特許を取り消 される。	環境省

2013 年 2 月

特許庁委託 平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成：一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>